

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		特例による許可	
根拠法令及び条項		新座市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第12条 この条例の規定は、次に掲げる建築物及びその敷地については、適用しない。 (1) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの (2) 市長が地区計画に定められた区域の整備及び開発に関する方針に適合し、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するためやむを得ないと認めて許可した建築物 2 市長は、前項の規定による許可をしようとする場合においては、あらかじめ、新座市建築審査会に意見を聴かなければならない。	
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係	
審査基準	審	新座市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第3条 条例第12条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、許可申請書の正本及び副本に、それぞれ建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図並びに同項の表2第30号に掲げる日影図(法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。)を添えて、これを市長に提出しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、許可に関し必要な資料の提出を求めることができる。 3 第1項の規定による申請に対し許可をするときは、許可通知書により、同項の規定により提出された許可申請書の副本及びその添付図書等を添えて、その旨を申請者に通知するものとする。 4 第1項の規定による申請に対し許可をしないときは、不許可通知書により、同項の規定により提出された許可申請書の副本及びその添付図書等を添えて、その旨を申請者に通知するものとする。	
	査	関係条項	
	基	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
	準	参考事項	
	設定等年月日	年 月 日設定(年 月 日最終変更)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日	
	設定等年月日	年 月 日設定(年 月 日最終変更)	